

## 障害者任免状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項及び同施行規則第4条の16の規定に基づき、次のとおり本市における令和5年6月1日現在の障害者任免状況を公表します。

【雇用率及び職員数等】

(単位：雇用率 %、職員数 人)

部局名	市長事務部局	教育委員会	企業局
実雇用率 (法定雇用率)	2.80 (2.6)	2.51 (2.5)	3.04 (2.6)
障害者である職員数	67.5	13.5	8.0
職員数	2406.5	538.0	263.0
雇用すべき職員数	62	13	6

※障害者である職員数及び職員数は換算値

※障害の種別や程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推察されるおそれがあることから、公表を差し控えます。